

住み替えようと思うけど、
今住んでいる家をどうし
ようかしら…

使っていない家があるけ
れど、貸すのと売ると
どちらが良いかな？

おじいちゃんが住んでた
家が今どうなっているの
か心配だな…

高槻市

空家相談員 のご案内

所有している空家の管理や売買…
何とかしたいと思うけれど、どうすればいいかわからない、
何をしたらいいかわからない。
活用したいけれど、どこに相談したら良いのだろう。
そんな時は空家相談員にご相談ください。

高槻市空家相談員とは…？

高槻市の研修を受けて相談員として登録された、5年以上の実務経験がある市内の宅地建物取引士です。
みなさまの空家の様々なお悩みに、無料でアドバイスいたします。

お問合せ先

高槻市都市創造部住宅課
電話:072-674-7525
高槻市のHPで「空家相談員」と検索してください。

 高槻市
Takatsuki City



相談方法

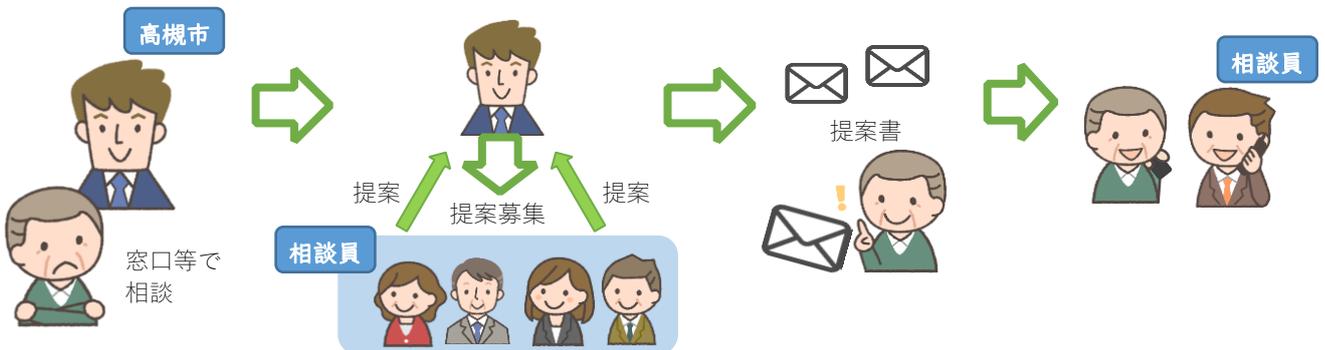
直接相談員に相談する場合

高槻市のホームページや窓口で「高槻市空家相談員登録者名簿」を公開しています。
相談したいと思う空家相談員へ、電話等で直接ご相談ください。



市を通じて相談する場合

どの空家相談員へ相談したら良いか分からない時は、高槻市までご相談ください。高槻市の職員が、相談内容をお伺いし、空家相談員から提案を募集します。
募集により集まった提案書は、高槻市から相談者へお渡しいたします。提案書の中から相談したいと思う空家相談員へご相談ください。



相談される際の注意事項

空家相談員への相談は無料です。ただし、ご相談の後、相談員に対して空家の取引、管理委託、調査等の具体的な業務を依頼する場合は、料金が発生することがあります。

空家相談員へのご相談の後、引き続き同じ相談員への相談を希望される場合は、相談者から改めて相談員にご連絡いただくか、後日相談員から連絡が欲しい旨お伝えください。

一度空家相談員にご相談された場合でも、その後の相談や対応を同じ相談員に依頼しなければならないものではありません。改めて、別の相談員や不動産事業者等に相談することも可能です。